

新宿区教育委員会会議録

平成21年第4回臨時会

平成21年5月28日

新宿区教育委員会

平成21年第4回新宿区教育委員会臨時会

日 時 平成21年5月28日(木)

開会 午後 1時40分

閉会 午後 1時54分

場 所 新宿区役所6階第4委員会室

出席者

新宿区教育委員会

委 員 長	白 井 裕 子	委 員	木 島 富士雄
委 員	松 尾 厚	教 育 長	石 崎 洋 子

説明のため出席した者の職氏名

参 事	事 務 取 扱	竹 若 世志子	教 育 指 導 課 長	上 原 一 夫
参 事	教 育 政 策 課 長			

書記

教育政策課管理係長	久 澄 聰 志	教 育 政 策 課 管 理 係 主 査	安 川 正 紀
教育政策課管理係	岩 崎 鉄次郎		

議事日程

議 案

- 日程第 1 議案第 2 1 号 新宿区教育委員会教育長の給料等及び勤務等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 2 議案第 2 2 号 新宿区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 3 議案第 2 3 号 新宿区教育委員会の権限に属する事務について新宿区教育委員会教育長に臨時代理を指示する件

開 会

白井委員長 ただいまから平成21年新宿区教育委員会第4回臨時会を開会します。

本日の会議には、羽原委員長職務代理者、熊谷委員が欠席しておりますが、定足数を満たしています。

本日の会議録の署名者は、木島委員にお願いいたします。

議案第21号 新宿区教育委員会教育長の給料等及び勤務等に関する条例の一部を改正する条例

議案第22号 新宿区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

議案第23号 新宿区教育委員会の権限に属する事務について新宿区教育委員会教育長に臨時代理を指示する件

白井委員長 それでは、議事に入ります。

すべての議案について一括して説明を受け、1件ずつ質疑及び採決を行います。

「日程第1 議案第21号 新宿区教育委員会教育長の給料等及び勤務等に関する条例の一部を改正する条例」、「日程第2 議案第22号 新宿区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」、「日程第3 議案第23号 新宿区教育委員会の権限に属する事務について新宿区教育委員会教育長に臨時代理を指示する件」を議題といたします。

説明を教育政策課長からお願いいたします。

教育政策課長 では、日程第1、第2、第3、それぞれ議案第21号、議案第22号、議案第23号につきまして一括して御説明申し上げます。

第21号議案でございますが、新宿区教育委員会教育長の給料等及び勤務等に関する条例の一部を改正する条例でございます。

実は、これにつきましては、昨年のアメリカの金融危機に端を發しました世界規模での景気の減速がございまして、我が国においても企業業績の悪化や雇用問題等、大きな社会問題が引き起こされております。そういった中で、区におきましても中小企業を初め区民の生活、各方面にわたり深刻な影響が出ておりますが、そういった中で本年、全国の民間における夏季一時金が、過去に例のないほど大幅な減少傾向にあるといったことを人事院のほうで調査

いたしました。

そのときに調査した段階で、全部で2,700社ですか、調査したんですが、そのうちのまだ8割が未回答という段階ではございますけれども、その中で計算してみたところ、対前年増減率が約13.2%の削減傾向がございまして、それをかんがみまして6月の2.15カ月分にその減少率を掛け合わせますと約0.28カ月分になるんですが、こういった状況が出ております。そして、まだ8割の従業員の部分が出ておりませんので、これで即断というわけにもいきませんが、産業別に大きなばらつきもあるようだという事もございまして、今回暫定的な措置であるということで、0.2カ月分が適当という国の人事院の結果が出ております。

それを踏まえまして、特別区の人事委員会におきましても、本来でしたら実態調査をした上で、その適正な額としての比率を決めるところでございますけれども、今回は緊急な措置ということで、国の人事院勧告と同様な措置が妥当であるというような特別区の人事委員会勧告が出ております。それらを受けまして職員のほうも、この6月の期末手当、勤勉手当の率を変えるというところでございまして、それらを受けまして新宿区の特別職の報酬等審議会の特別職の平成21年6月に支給する期末手当にかかわる特例措置についての答申が出ました。それを踏まえまして、教育長の平成21年6月に支給する期末手当の支給月数の特例措置を定めるというものでございます。

これの改正内容といたしましては、平成21年6月に支給する期末手当における支給月数の読みかえ規定を定めるものということで、付則の第2項に1.60カ月分を1.40カ月分とするというものでございます。

施行日は、公布の日からということでございます。

次に、第22号議案の新宿区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例でありますが、これも先ほど申し上げた国の人事院勧告、そして特別区の人事委員会の勧告に基づきまして、幼稚園教育職員の平成21年6月に支給する期末手当及び勤勉手当の支給月数の特例措置を定めるものでございます。

主な改正内容としましては、この表にあるとおり再任用以外の職員と再任用職員、それぞれ割合が違いますので表が分かれております。また、職員の部分でも、管理職員と、それから管理職以外の一般職員と、支給割合が異なっておりますので、その部分が表が分かれておりますが、管理職以外の職員につきましては、一般職員につきましては期末手当1.35のところを0.15カ月分削減しまして1.2カ月分、勤勉手当のところは0.75カ月分のところを0.05カ月分削減しまして0.7カ月分、そうしますと6月の計が2.10カ月分を0.20カ月分削減しま

して、1.90カ月分というようになるものでございまして、管理職員の部分につきましては、1.15カ月分のところを0.1カ月分削減しまして1.05カ月分、そして勤勉手当のところは0.95カ月分のところを0.1カ月分削減しまして0.85カ月分、合わせて合計のところでは0.2カ月分の削減ということで、2.1カ月分を1.9カ月分とするという規定でございます。

同様に再任用職員のところにおきまして、それぞれ期末手当の部分は0.05カ月分、勤勉手当の部分は0.05カ月分、合わせて0.1カ月分を削減するという形で、これを今回の21年の6月分に限って凍結するという扱いで、附則のところでは定めるというものでございます。

条例におきましては、こういった勤勉手当のところは全体の総額を算定する際の支給月数を定めているということで、あと規則のほうで職員の勤勉手当の額をそれぞれ算定する際の支給月数については、細かく勤勉手当における勤務成績などを勘案して、規則で定めるというようになってございます。

また、この2のほうでございますが、特別区の人事委員会が、区長の特例措置による凍結分に相当する支給月数の期末手当及び勤勉手当の取り扱いについて、必要な措置を講ずることを勧告したことを受けて、当該手当の取り扱いについては、平成21年度の期末手当及び勤勉手当に係る勧告の内容を踏まえ、必要な措置を講ずるものを附則の第2項で定めております。

これは通常ですと8月ごろに過去1年分の民間事業者の賞与の割合を調査した上で、その適正な手当の月数が人事院勧告、もしくは特別区の人事委員会の勧告で出てくるものでございます。今回は6月分だけの暫定措置でございますので、その8月以降に出された勧告の1年分を通じた月数が出た場合に、12月または3月で、別途ある月数の分も加味して、1年分の措置が必要になった場合はその措置をするということ、ここでうたっているものでございます。

次に、第23号議案でございますが、こちらは新宿区教育委員会の権限に属する事務について新宿区教育委員会教育長に臨時代理を指示する件ということでございます。

このところは先ほど触れましたが、幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例が、今度の5月29日に区議会の定例会に上程されまして、そこで可決、制定、公布される予定になっておりますが、それを受けまして、その後に規則を改正する必要がございますので、それを今回の期末・勤勉手当の基準日が6月1日であることでございますから、それまでに教育委員会を招集して、再度その規則についての決定をいただくところでございますが、その教育委員会を招集できないため、これをあらかじめ教育長に臨時代理の指示をお

願いするというので、その指示のための決定を行う必要があるものでございます。

指示の内容でございますけれども、下記の新宿区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則を平成21年5月31日までに制定すること。ただし、これは平成21年新宿区教育委員会第22号議案で議決した内容で、新宿区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例が、この平成21年第2回新宿区議会臨時会に提案され、条例が原案どおり可決、制定され、新宿区長が当該条例を公布した場合に限るという条件がついてございます。

内容といたしましては、新宿区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則でございますが、こちらのほうの改正内容は、その附則の第4項でございますが、再任用以外の職員と再任用の職員、それぞれちょっと勤勉手当の割合が違っているので表が分かれてございますし、また管理職以外の職員と管理職員とで割合が分かれておりますので、表が分かれておりますけれども、先ほど申したとおり期末手当は生活給ということで一定の割合でございますけれども、この勤勉手当はそれぞれの勤務の成績に応じまして、割合を掛け合わせるという規定になっておりまして、その部分の引用の中にこの勤勉手当の割合が入っていることから、ここもあわせて改正するものでございます。

管理職以外の職員は、0.75カ月分のところを0.05カ月分を引きまして0.70カ月分、管理職員は0.95カ月分のところを0.10カ月分差し引きまして0.85カ月分、同様に再任用職員のところにおきましては、それぞれ0.05カ月分を差し引きまして、管理職員以外の職員については0.325カ月分、管理職員につきましては0.40カ月分とするといった規則の改正でございます。

私のほうからは、とりあえず3件について御説明、以上、申し上げました。

白井委員長 補足説明ありますか。

教育政策課長 すみません。委員長、ちょっと申しわけありません。

白井委員長 はい、どうぞ。

教育政策課長 私が読み上げた中で、第2回新宿区議会定例会と申しましたが、第2回新宿区臨時議会でございます。

白井委員長 よろしいでしょうか。

説明が終わりました。

議案第21号、議案第22号、議案第23号は関係する議案ですので、一括して討論、質疑及び採決を行いたいと思いますが、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、議案第21号から23号を一括して討論、質疑及び採決を行います。

御意見、御質問ありますでしょうか。

ありますか。

とりあえず社会情勢、経済情勢に合わせた形での給与改定ということで、よろしいでしょうか。

それでは、質問、御意見等ないようですので、議案第21号、議案第22号、議案第23号を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

白井委員長 議案第21号、議案第22号、議案第23号は原案のとおり決定いたしました。

以上で本日の議事は終了いたします。

閉 会

白井委員長 以上で本日の教育委員会は閉会といたします。お疲れさまでした。

午後 1時54分閉会